

災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和元年 10月 17日

| 件名 | 頁 |
|--|---|
| 1 受理番号 22 放射能汚染から子どもの健康を守るための放射線測定を 求める陳情 | 1 |
| 2 受理番号 23 原子力発電所からの放射能汚染等の緊急時に対応できる 医療体制づくりと安定ヨウ素剤の備蓄を求める陳情 | 4 |
| 3 受理番号 24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情 | 7 |

(危機管理部)

| | |
|--------|---|
| 件名 | <p>受理番号 2 2</p> <p>放射能汚染から子どもの健康を守るための放射線測定を求める陳情</p> |
| 所管部課名 | <p>危機管理部危機管理課、環境部生活環境保全課、学校運営部学務課、学校運営部学校施設課、子ども家庭部子ども施設運営課</p> |
| 陳情の要旨 | <p>1 保育園、小学校、中学校の給食食材の放射線量の測定をせめて月一回はして欲しい。</p> <p>2 小・中学校の校庭などの放射線量の再測定をしてほしい。</p> <p>3 子どもは公園などでは這って遊んでいるので、放射線量の除去基準を地上 5 cmにして欲しい。</p> <p>4 放射線測定器を区でたくさん用意し、区民がいつでも自由に測定できるようにして欲しい。</p> |
| 陳情者等 | <p>請願文書表のとおり</p> |
| 内容及び経過 | <p>1 給食の放射性物質検査結果等について</p> <p>(1) 足立区における給食の放射性物質検査結果 足立区立保育園及び足立区立小・中学校の給食の放射性物質検査(放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 137、134)については、平成 24 年 1 月に実施し、検査結果はいずれも検出下限値(10 ベクレル/キログラム)未満であった。</p> <p>(2) 食品衛生法に基づく基準値 平成 24 年 4 月から、食品衛生法に基づく放射性セシウムの新基準値が定められ、「飲料水が 10 ベクレル/キログラム」、「牛乳が 50 ベクレル/キログラム」、「一般食品が 100 ベクレル/キログラム」、「乳児用食品が 50 ベクレル/キログラム」となった。</p> <p>(3) 食品の出荷制限 厚生労働省からの通知により、検査対象の 17 都県において検査計画が策定され、平成 23 年 3 月 21 日から検査が実施された。現在は、各都道府県においても農産物や水産物の出荷段階における検査体制が確立されている。</p> <p>(4) 都内流通食品の検査 都内で流通している食品の放射性物質検査は、東京都福祉保健局が実施し、検査結果は東京都のホームページで公表している。</p> <p>(5) 東京都学校給食会の検査 東京都学校給食会は、取扱物質の放射性物質検査を定期的実施し、検査結果は東京都学校給食会のホームページで公表している。</p> <p>(6) 給食食材の産地 足立区立保育園及び足立区立小・中学校は、食材購入の際、市場で流通している産地の明らかなものを購入している。また、毎日、各小・中学校は掲示板やホームページで食材の産地を公表し、各保育園は掲示板で公表している。</p> |

| | |
|--------|--|
| 内容及び経過 | <p>2 小、中学校の放射線測定、検査について</p> <p>(1) 空間放射線量調査</p> <p>ア 測定箇所 小・中学校 108箇所(すべての地点で指標値以下)</p> <p>イ 測定期間 平成23年6月27日から7月15日(延べ16日間)</p> <p>ウ 測定方法 地表面及び地表面から高さ5cm、50cm、1mの3点を測定</p> <p>(2) 屋外プール及び砂場の砂の放射線検査</p> <p>ア 検査箇所 (ア) 屋外プール(毎日水を交換するプールを除く) 小・中学校 106箇所(すべての地点で不検出)</p> <p>(イ) 砂場 小・中学校 107箇所</p> <p>イ 検査期間 平成23年7月4日から7月11日にかけて検体採取と測定を実施した。</p> <p>ウ 砂の入れ換えについて 指標値を上回った17箇所について、砂場の利用を一時中止し、砂の交換又は砂場の廃止措置を実施した。</p> <p>(3) 局所的に放射線量の高い場所の対応 平成23年10月から平成24年2月までの間、計108校を測定し、指標値以上の数値を確認した63校、119箇所において低減対策を実施した。</p> <p>ア 対処方法 地表面から50cmの高さで、指標値0.25マイクロシーベルト毎時以上の値になった場合は低減対策を、また、高さを問わず、1マイクロシーベルト毎時以上の値を測定した地点については、低減対策により測定値が1マイクロシーベルト未満になるまで、立入制限措置を施設管理者が行った。</p> <p>(4) 局所的低減対策実施箇所空間放射線量の再測定 ア 平成25年12月25日から平成26年1月27日までの間 すべての地点で指標値以下</p> <p>(5) 局所的低減対策実施箇所空間放射線量の再々測定 ア 平成28年8月2日から平成28年12月1日までの間 すべての地点で指標値以下</p> <p>(6) 区民通報に基づく対応 平成29年4月までに3校で低減対策を実施</p> <p>3 区有施設等の放射線対策について 地表面から50cmの高さで、指標値0.25マイクロシーベルト毎時以上の値になった場合、または通報を受けた場合、施設管理者が現場で測定し、同様の指標値になった場合、低減対策を実施してきた。また、高さを問わず、1マイクロシーベルト毎時以上の値を測定した地点については、直ちに立ち入り制限などの措置を施設管理者が行い、測定値が1マイクロシーベルト未満になるまで施設管理者が速やかに低減対策を実施する対策を行ってきた。</p> |
|--------|--|

4 足立区の保有する放射線測定機器について

現在、区が保有している放射線測定機器は、区内4カ所で毎日定点測定に用いるほか、区民通報等への対応に使用しているため、区民等への貸出用の放射線測定機器は用意していない。

(1) 区内各測定地点の放射線量年度平均値

| | 区立中央公園 (中央本町一丁目) | | | 東部保健センター (大谷田三丁目) | | | 足立清掃事務所 (東伊興) | | | 清掃事務所曙分室 (千住曙町) | | |
|--------|---------------------|------|------|----------------------|------|------|------------------|------|------|--------------------|------|------|
| | 100cm | 50cm | 5cm | 100cm | 50cm | 5cm | 100cm | 50cm | 5cm | 100cm | 50cm | 5cm |
| 平成23年度 | 0.16 | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度 | 0.11 | | | | | | | | | | | |
| 平成25年度 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.09 | 0.1 | 0.11 | 0.09 | 0.09 | 0.1 | 0.12 | 0.08 | 0.09 |
| 平成26年度 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 0.1 | 0.08 | 0.08 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.09 |
| 平成27年度 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.08 | 0.09 | 0.09 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 | 0.08 |
| 平成28年度 | 0.06 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.08 | 0.08 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |
| 平成29年度 | 0.06 | 0.06 | 0.08 | 0.07 | 0.08 | 0.09 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 0.05 | 0.05 | 0.05 |
| 平成30年度 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.08 | 0.06 | 0.06 | 0.07 | 0.06 | 0.06 | 0.06 |

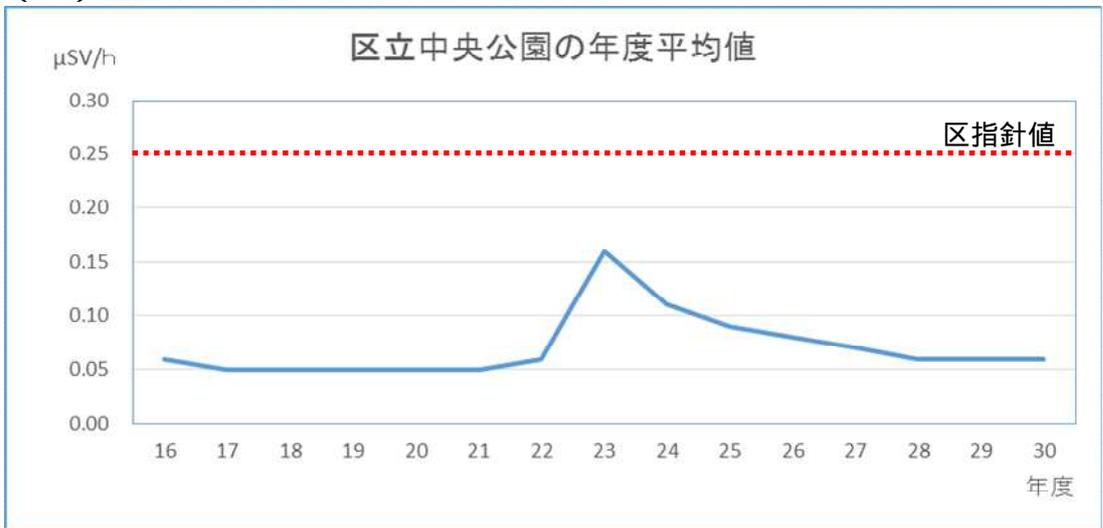
単位：μSV/h(マイクロシーベルト毎時) 区指針値 50cm 0.25μSV/h未滿

平成25年より現行の測定地点で測定を実施

東部保健センターは、平成26年9月29日～平成29年7月17日は、東和保健総合センター(東和三丁目)で測定

清掃事務所曙分室は、平成26年5月12日～平成26年12月5日は、千住保健総合センター(千住仲町)で測定

(2) 区立中央公園の放射線量の経年変化



高さ100cmの測定値

内容及び経過

問題点等

| | |
|--------|---|
| 件名 | <p>受理番号 23</p> <p>原子力発電所からの放射能汚染等の緊急時に対応できる医療体制づくりと安定ヨウ素剤の備蓄を求める陳情</p> |
| 所管部課名 | 危機管理部危機管理課、危機管理部災害対策課、学校運営部学務課 |
| 陳情の要旨 | <p>1 原子力発電所からの放射能汚染等の緊急時に対応できる医療体制を作ることを医療関係機関に求めること。</p> <p>2 区立小・中学校や薬局などで安定ヨウ素剤の備蓄を進めること。</p> |
| 陳情者等 | 請願文書表のとおり |
| 内容及び経過 | <p>1 原子力災害時における医療体制について</p> <p>国の原子力規制委員会による「原子力災害対策指針」（令和元年7月3日一部改正）によれば、国により原子力災害時における医療体制が整備されており、以下の医療機関が指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」（以下「拠点病院」という。） ・原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」 ・拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」 ・平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」 <p>また、国は立地道府県等又は拠点病院が行う原子力災害医療に係る者に対する研修・訓練等を支援している。</p> <p>原子力発電所の事故に対する医療体制については、「原子力災害対策指針」に基づき国により対応されるべきものである。</p> <p>2 安定ヨウ素剤について</p> <p>(1) 効能又は効果</p> <p>原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素は呼吸や飲食物を通じて体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症する可能性があるといわれており、その影響は年齢が低いほど大きい。</p> <p>放射性ヨウ素による甲状腺被ばくは、適切なタイミングで安定ヨウ素剤を服用することにより抑制効果が期待できる。ただし、安定ヨウ素剤の効能又は効果は放射線ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの予防又は低減のみであり、放射性ヨウ素以外の放射性物質による被ばくを抑えることはできない。</p> <p>また、安定ヨウ素剤の服用効果に過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限の防護措置とともに講ずる必要がある。</p> |

(2) 服用の時期、服用回数

安定ヨウ素剤は、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、その判断に基づいて原子力災害対策本部または自治体から指示があった場合に服用する。放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより予防又は低減することができる。

また、安定ヨウ素剤の服用は原則 1 回とし、複数回にわたる連続服用は避ける。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が 24 時間以上継続し、再度の服用がやむを得ないと原子力規制委員会が判断した場合、24 時間以上の間隔を空けて服用する。

(3) 服用対象者

服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び乳幼児を含む未成年者。高齢者には安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。(WHO ガイドライン 2017 年版)

(4) 副作用について

安定ヨウ素剤の副作用としては、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響が想定されるが、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低いとされている。

(5) 配布及び服用の方法について

安定ヨウ素剤の配布及び服用の方法については、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとされている。

- ・原子力施設からおおむね半径 5km を目安として予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。)

原子力発電所で事故が起きて全面緊急事態()に至った場合、PAZ 内の住民には、直ちに原子力災害対策本部又は地方自治体から避難指示と安定ヨウ素剤の服用指示が出されるので、住民はその指示に従い、事前に配付された安定ヨウ素剤を服用する。

- ・原子力施設からおおむね半径 30 km を目安として緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning。以下、「UPZ」という。)

UPZ 内では、全面緊急事態に至った後、原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて避難等と合わせて安定ヨウ素剤の配布・服用について必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方自治体が住民に指示をする。住民は、その指示に従い避難経路上で安定ヨウ素剤を受け取り、服用する。安定ヨウ素剤については、避難経路に近接した公共施設や避難所等で備蓄しておく必要がある。

- ・足立区は、PAZ、UPZ のいずれの区域にも属さない。足立区から最も近い原子力発電所は「東海第二発電所」で、直線距離でおよそ 100km 離れている。

全面緊急事態...原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階

| | |
|------|---|
| | <p>(6) 備蓄について</p> <p>ア 区内の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立小・中学校では、備蓄はしていない。 ・安定ヨウ素剤は、甲状腺異常への処方としてまれに使われることはあるが、薬局で在庫を確保していることはほとんどない、とのこと。 <p>イ 近隣区市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣区（台東区、北区、荒川区、葛飾区、江戸川区） 備蓄の予定なし ・近隣市（松戸市） 市内薬局と安定ヨウ素剤の供給に関する協定を締結。放射性物質事故が発生した際に、薬局に在庫のある安定ヨウ素剤を市の要請に応じて供給する。 |
| 問題点等 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----|----|----|----|----|----|--|--|----|----|----|----|----|--|--|----|----|---|---|---|--|--|----|----|---|---|---|--|--|----|----|---|---|---|--|
| 件名 | 受理番号 24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所管部課名 | 危機管理部災害対策課、福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陳情の要旨 | <p>医療的ケア児や重症心身障害児などの障がい児家族が災害に備えられるよう、貴区議会に下記のとおり陳情いたします。</p> <p>1 避難訓練時に医療的ケア児などの在宅の要介護者、要介護者を対象とした訓練も行ってください。</p> <p>2 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置や災害対策冊子の作成など、一般区民同様に災害対策を行ってください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 陳情者等 | 請願文書表のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 内容及び経過 | <p>1 医療的ケア児とは（厚生労働省ホームページより） 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。 全国で18,000人以上</p> <p>2 重症心身障害児(者)とは 重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)をさし、右図分類の1.2.3.4にあたる方が対象。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>11</td> <td>6</td> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">3</td> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>10</td> <td>5</td> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">2</td> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">1</td> <td></td> </tr> </table> <div style="margin-left: 10px;"> <p>iq 80 70 50 35 20 0</p> <p>身体機能 走れる 歩ける 歩行障害 すわれる 寝たきり</p> </div> </div> <p>3 医療的ケア児に対する国の指針 平成28年に成立・公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、障がい児支援等の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の各関連分野における支援機関の連絡調整を行うための協議の場の設置が努力義務として規定された。 これを踏まえ、厚生労働省は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定し、医療的ケア児に対する支援体制の充実を求めている。</p> <p>4 医療的ケア児に関する東京都の取り組み 重症心身障がい児(者)に対する支援体制の構築は、医療も含め東京都が二次医療圏ごとに整備することが基本となっている。 東京都は平成29年から医療的ケア児支援関係機関連絡会を開催し、課題や情</p> | | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | | | 20 | 13 | 14 | 15 | 16 | | | 19 | 12 | 7 | 8 | 9 | | | 18 | 11 | 6 | 3 | 4 | | | 17 | 10 | 5 | 2 | 1 | |
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20 | 13 | 14 | 15 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19 | 12 | 7 | 8 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18 | 11 | 6 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 | 10 | 5 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

報の共有を図るとともに、平成30年度から医療的ケア児コーディネーター養成研修を実施している。

5 足立区における医療的ケア児の状況

平成30年度に、医療的ケア児支援のための検討会事務局において、庁内関係所管が把握している、18歳未満で医療的ケアを必要とする児童の情報を集約し、82名をリストアップした。

○年齢別人数と医療的ケアの状況（平成31年3月8日現在）

| | | | |
|---------|-----|------------|-----|
| 0歳～6歳 | 46人 | 経管（経鼻・胃ろう） | 43人 |
| 7歳～12歳 | 18人 | 吸引 | 32人 |
| 13歳～15歳 | 12人 | 気管内挿管・気管切開 | 23人 |
| 16歳～18歳 | 6人 | 酸素吸入 | 17人 |

（医療的ケアの状況は重複あり）

* 保育園5人、小学校11人、中学校等6人、児童発達支援23人、特別支援学校22人、所属なし13人、入院中2人

6 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について

足立区では令和元年7月に第一回医療的ケア児ネットワーク協議会を開催した。設置目的と今後の協議内容は、以下のとおり。

- (1) 医療的ケア児の地域での支援に関し、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る場とする。
- (2) 医療的ケア児コーディネーターが有効に機能するため、配置先や育成方法などの仕組みについて令和3年度までに検討する。
- (3) 保育園・幼稚園や学校における医療的ケア児の受け入れ先が大きな課題になってくるため、その対応について令和3年度を目途に協議する。

7 配慮が必要な方々を対象とした訓練

- (1) 毎年の足立区総合防災訓練にて要配慮者への対応訓練を実施
 - ア 第一次避難所での受付・受け入れ訓練
 - イ 第二次（福祉）避難所の開設・運営訓練
 - ウ バスなどを活用した配慮が必要な方々の移送訓練
 - エ 第二次避難所での受け入れ訓練
- (2) 区職員が出向し、各団体に合わせた防災講演会などを実施

8 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置

- (1) 地震発生時、まずは地域住民にて第一次避難所を開設
- (2) 第一次避難所と第二次（福祉）避難所は同時に開設しない。
同時に開設した場合、第二次避難所に被災者が殺到してしまう恐れあり
発災直後の対応が困難であることが想定されることから順次開設
- (3) 第二次（福祉）避難所を増やすため、障がい者施設や児童福祉施設などとの調整を進めている。

(4) 第一次避難所内での対応として、配慮が必要な世帯に対して、武道場等の畳敷きの部屋を優先的に充てるよう避難所マニュアルを整備

9 医療的ケア児などに配慮した災害対策冊子の作成

- (1) 災害対策課にて「あだち防災マップ&ガイド」を作成している。
- (2) 要配慮者への支援についても掲載している。
- (3) リニューアル作業を進めている当該ガイドにも掲載していく予定。
- (4) 東京都発行の「東京防災」「東京暮らし防災」にも配慮が必要な方への支援について記載あり。

10 正しい避難行動の啓発

- (1) 一時集合場所 避難場所 第一次避難所 第二次避難所
- (2) 第一次避難所から第二次避難所には区が移送する。
- (3) 自宅に被害が無ければ、避難所に避難する必要なし
- (4) 住み慣れた自宅で継続した生活を送るため各家庭での備えを啓発
- (5) 「震災時の第一次・第二次避難所」「水災時の緊急避難建物」の違いを啓発
- (6) 区が発表する避難情報、警戒レベルに応じたとるべき行動の周知
(「警戒レベル3」で要配慮者等は避難開始)

| 警戒レベル | とるべき行動 | 区が発表する避難情報 | 水位情報 | 避難情報等の発表の基準となる水位 (イメージ) |
|--------|------------------------------|---------------|--------|--|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとる | — | 氾濫発生情報 | <p>(河川側)</p> <p>氾濫危険水位</p> <p>避難判断水位</p> <p>氾濫注意水位</p> |
| 警戒レベル4 | 屋内への避難など、直ちに命を守る行動をとる(垂直避難等) | 避難指示(緊急) | — | |
| 警戒レベル3 | 浸水しない地域へ速やかに避難する(水平避難等) | 避難勧告 | 氾濫危険情報 | |
| 警戒レベル2 | 高齢者は避難を開始する その他の人は避難準備をする | 避難準備・高齢者等避難開始 | 氾濫警戒情報 | |
| 警戒レベル1 | 災害に備えた避難行動を確認する | — | 氾濫注意情報 | |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める | — | — | |

11 停電時の障がい者等に対する連絡体制

停電発生などの情報を防災センターで受信した際、人口呼吸器の停止等に対応するため、ただちに関係所管に連絡し対応する体制を整備している。

問題点等